

## 近代中国における師範教育の展開：清末から1948年 までを中心として

崔, 淑芬  
九州大学文学研究科史学専攻

<https://doi.org/10.11501/3110806>

---

出版情報：九州大学, 1995, 博士（文学）, 課程博士  
バージョン：  
権利関係：

### 第三章 清末の教員養成と日本

清末における教員の養成は、基本的には本国において、師範学堂を通じて、各学堂の教員養成を行うことになっている。しかし、急速に各地で小学校から大学まで増加、地方によっては幼稚園までの近代学堂設立がなされ、そのため経費の不足に加え、教員の極度の不足という問題が生じてきた。ある地方は、物質面では問題解決ができて、教員不足のため、幾つかの課程は旧科挙の出身者をその任に充てることにした。新しい課程、たとえば図画・体操・音楽から物理・科学・博物などは耳にするのも初めてであった。教員を補充するため、「地近・情通・費省・効速」の日本に速成生を送る方法をとった。しかし、ただかか3カ月や半年の速成で一枚の紙切れに過ぎない「卒業証書」を持ち帰っただけでは、授業はできない。加えて経済上からも大量の学生の日本派遣は難しい。まして学生は相反する作用を起こすかも知れないのである。つまり、送り出した学生が「乱党」になって戻って来るのを恐れたのだ。清朝支配者は利害の軽重を計ったのち、学生を留学させるかわりに外国、主として日本から教員を招聘して教えさせるという方法を採用した。

本章は、この大きな変動の経緯の史的考察を通じて、日本人教習が中国の近代教育、とくに師範教育にどんな影響を持っているか、また、歴史からどのような経験と教訓を汲み取ることができるのか、などの問題を探究しようとするものである。

#### 第一節：留学生の派遣

「奏定学堂章程」が公布された後、中国において、各師範学堂の創設は一層発展していた。すでに第二章第三節の「各省師範学堂学生統計表」のように、全国23省（京師はこの統計表に含まれていない）において、師範教育学堂（伝習所・講習科も含む）の数は415カ所である。学生は28,572人であった。その中で小学校の教員になる初級師範生（初級師範の完全科と簡易科、また伝習所、講習科の合計である）は23,221人である。しかし宣統元年（1909）全国初等教育統計表によれば、当時の小学堂は51,678カ所であり、学生は1,532,746人である。小学堂の数は初級師範生の人数と比べると、教員数が極めて不足している状況がわかる（3-表1）。

(3-表1) 宣統元年全國初等教育統計表

多賀秋五郎「近代中國教育史資料・清末編」P. 103より

合計	新	甘	福	貴	雲	廣	廣	四	湖	湖	江	浙	安	江	江	河	陝	山	山	黑	吉	奉	直	京	省行	
																									類	校
計	疆	肅	建	州	南	西	東	川	南	北	西	江	徽	蘇	寧	南	西	西	東	龍	林	天	隸	師	學	堂
二〇三九	六三	三九	三七	八四	三三	一五〇	一三六	一四一	一七八	一一六	一七五	三五	三八	五六	一六六	九八	九三	一三八	四〇	一〇七	一六二	一	一〇三	二	高	小
一一二五	一七一	一七〇	二六六	三七三	二二九	一〇二九	一三九五	八七四〇	一一三七	六一四八	六〇三四	三三九三	二六二六	三一八四	八八四七	四四七二	四〇四六	五一五	三六〇	八六一	六四九	九四六七	一〇三二	一	等	小
三三五一	六	一四	二二	五九	五四	二二八	六六	三六九	四九	一九一	四一八	一五〇	一三八	九三	一八二	二五	四三	二二九	二四	二二	一〇四	一四八	二六	一	兩	小
一九九〇	二九五	六八七	四二七	四三二	四七五	二五九	三〇八	八四九	四〇一	七八三	二〇一	五九八	八四九	四七一	六四八	一七五	二四三	四五一	一二八	一六二	一五三	一六七八	一	一	等	小
四四七七	八八	九七七	二七五	四五六	一三四	八六二	九一三	八三三	二四三	五五五	二二八	四二一	八二九	七三二	二九四	二二二	一六五	三五三	一一六	二一五	二四六	一〇二	一九一	一	初	學
四七四九	二二	一九六	九四〇	四六四	二七三	三三三	二九四	二五〇	七一九	一一六	四一八	一〇四	二六三	二〇四	六三七	五〇八	四六八	四六一	三八八	七四六	八四二	〇九六	七〇三	一	等	學
九三二七		一五〇	二	二	一	四	一	三	一	八	五	二	五	二	五	一					二	三	一	一	蒙	養
九七五二	二四	七	七	五	三	〇	九	三	二	九	六	一	二	二	五	二	三	五	〇	一	三	三	一六	九	半	日
二五五四	三七八	一五二	一三七	一三〇	七六	二九五	七二五	六三五	一一五	二四六	二一九	四八一	四五七	五三〇	一一四	六二二	八八四	四七	九	九	一六	一	三	二九	等	日
三〇八一		五	三	二		四	一	四	八	三	〇	八	三	〇	三	一	四	四	四	四	六	一	〇	一	女	子
一四〇五四		四三九	一四六	九二七		一九八	五二六	三六三	一五〇	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	子	子
五一六七八	三三五	一〇六一	五五〇	五五七	一一四	一六三八	九九四	一一五	二六七	九四七	一八八	二六七	一〇八	九三五	二四〇	二四七	一八一	三八五	一五九	二五一	二六五	一〇七	二四	一	合	堂
一五三七	五二〇	二六一	二四一	四七三	四六七	七九五	三三三	四三六	九一八	二六五	七一一	二〇三	四一七	三三〇	八一一	五三九	五三九	五八三	六一三	一〇〇	一〇〇	二二	八	九	計	生

(3-表2) 小學教員出身表

臺灣省「最近三十年中國教育史」より

省別	校別			外國人	初等小學蒙養院等		計
	師範畢業者	他科畢業者	未畢業未入學堂者		師範畢業者	非師範畢業者	
京師							四九八
直隸	五三四	九五	一六八	五	八〇九三	二五四三	一一五八二
奉天	一五九	一四四	二六七	二	九〇七	二三四二	三八五三
吉林	九五	三二	二五		二五四	一一三	五五三
黑龍江	八九	八	三一		一三七	四五	三二〇
山東	二七〇	一六二	二四二	二	一四八七	二二一八	四四八七
山西	一七四	八五	一六二		九〇六	一三五六	二八一九
陝西	六九	四二	二三五		七三六	一六七七	二八三七
河南	二六五	九九	一一二	一一	二〇九一	二〇五四	四七七三
江寧	三〇八	二五七	二六六	六	九一九	八一五	二七五二
江蘇	三一六	二五四	二六五	二	一一八〇	一九五七	四一二〇
安徽	二八一	二四二	四五五		四五〇	一一三五	二七五六
浙江	三八〇	四四三	一四一三	二	五三八	二七五〇	五七六七
江西	二九二	一七一	七八六	一	一八一	八四一	二四七八
湖北	五八九	一二五	二一九	三	二四一九	一一九一	四八六七
湖南	六六六	一七三	五八一		一二六六	一一六九	四二八三
四川	七六九	三五三	六〇三	一	七三二〇	三二九〇	一二七二二
廣東	二七九	一一二	二五一		一七五五	二二七七	四七九九
廣西	二九九	五〇	二〇二		八一五	九六五	二四三八
雲南	一六〇	二三	五八		八七九	七六三	一九一五
貴州	二五七	二四	一三九		六二三	二五六	一三四一
福建	五二九	二三五	四七〇	一	二四六	四二七	二〇三六
甘肅	八七	四三	五五		七一	五九三	八八〇
新疆					七五	二〇一	二九五
合計	六八六七	三一二七	七〇〇	五三	三三三四八	三〇九七八	八五二二三

そこで小学教員になった人々のうち、師範卒業者はわずか一部分であり、ほとんどが非師範卒業者であった。次の「小学教員出身表」からみると、全国において高等小学校の教員の出身は、師範卒業者が 6,867人、ほかの科目卒業者は 3,127人、卒業していない人と学堂に入ったことのない人は 700人、また、外国教員は53人であった。

初等小学堂蒙養院などにおいては師範卒業者は33,348人で、非師範卒業者は30,976人であった。

陳啓天は『最近三十年中国教育史』の中で次のように述べている。

「宣統元年の統計によれば、本期（師範出身）の小学教員は高等小学校が約十分の七、初等小学校は約二分の一である。しかし師範卒業生の中にほとんど師範速成生である完全科の卒業生は極めて少なかった。さらに高等小学校には外国教員が53人いた。ここからみれば、当時の小学教員は極めて足りなかった」（注1、3—表2）

この、教員不足の現象は小学堂だけではなく、大学堂から師範学堂、また中学堂、そして蒙養院まで及んでいた。急速に発展していた中国の近代教育は、“教員が足りない”問題に直面していた。この問題をどうやって解決するか。これについて当時の知識人、開明官僚達はいろいろな主張をしている。

清末の思想家である嚴復（1853～1921）（注2）は『論評教育』の中で具体的な提起をしている。

「各省で遍く中学堂を設けようとしても、教員が足りない。近頃速成の方法（日本留学）で師範を求めようという議論もあるが、私はこのような術策に与しない。堅実な方法は、先ず各省都に師範学堂（後に高等学堂とする）を設け、学政が各県学から優秀な学生のうち年齢の若い者を集めて、小県からは2名、大県からは4名、中国の学問でこれを教育するのが良からう。こうすれば、5年の後には教師の不足を心配しなくて済む」（注3）

つまり、中国で、中国の学問を教育する師範学堂の創設を主張している。梁啓超も「故に旧習を革め、智学を興さんと欲すれば、必ず師範学堂を立つるを以て第一義となす」と論じた。

彼は過去の幾つかの学校、たとえば同文館などの失敗の所以を総括した後で、さらにこう言う。

「その病根は三つある。ひとつは科挙制度を改めないこと、二つ目は師範学堂を立てないため教師の人材がないこと、三つ目は、専門の学業に分化されてないため自ずと

精緻な学問になっていないことである」(注4)。

梁啓超は科擧の廃止と学堂の振興を提案しただけでなく、教師養成の師範学堂を設立する必要性も提起した。要するに当時、師範学堂を興すという議題が最も流行の話題となったのである。例えば、李端 は1896年(光緒22年)上疏して、学校を普及することを要求し、京師から地方まで遍く学堂を設立して、教育を行い、学科を分立して教え、人材の基本を養成するという具体案を提出した。彼は言う。「学堂を興そうというのは時流に乗った要求であったが、朝廷では保守頑迷派はまだ大きな勢力を持っていた。そこには、解決すべき具体的な問題が多くあったが、その中で最も主要なものは経費、教師の人材、制度であった」と。

一方、日本に学ぶことで解決しようという要求も出て来た。

維新派の康有為は光緒帝に上書した所感の中で、次のようにはっきりと要求している。

「願わくば皇帝陛下、ロシアの大ピョートルの心をもって自身の心とし、日本明治の政治をもって自身の政治となされんことを。...日本はロシア、アメリカに迫られ、西洋に追随し、国を刷新して東洋を雄視しております。ロシア、日本の二国は、もともと弱国であること我が国と同じとはいえ、その後強国となったこと我が国と異なっております。日本は我が国と近く、政体、風俗は我が国と似ております。日本に倣うなら、効果は速く条理もつまびらか、この方法が最も着手しやすいものと存じあげます」(注5)

そして、彼は『請開学校摺』の中で提案する。

「いま各国の学問のうちでドイツが最も精緻であり、国民意識もドイツより提唱されました。日本は同文を用いる隣国であり、そのやり方を採用できます。遠くはドイツに学び、近くは日本に倣って学制を制定せんことを申し上げます」(注6)

さらに彼は、日本への留学を提案している。

日本に留学させるのは、日本から教育制度と方法をそっくり導入すること、日本で教師を養成することが目的であり、それによって学堂設立に際しての最も大きい二つの難問を解決しようとしたのである。

康有為は実用主義的な洋務派の考えに対し、日本の教育体制を取り入れることと、そして日本での教師の養成に留意していた。彼は膨大な日本の書籍を集め、これによって「日

本変政考」を著し、一方「日本書目志」（1897）を編纂している。日本書の中国訳には長女の同薇があたったという。（注7）

中国が直面している教員不足と各人材養成などを、日本に学ぶことで解決する考えは、康有為だけのものではなかった。实用主義を推進してきた洋務派も日清戦争以後、同じように考えた。その代表は張之洞で、彼は1895年に発表した『勸学篇』の中で、留学の必要性和学校の設立、科学の変革など、教育面での意見を提出している。

「出洋の一年は西書を読むの五年に勝る。此れ趙宮平が百聞一見に如かずの説なり。外国学堂に入るの一年は中国の学堂の三年に勝る。此れ孟子の之れを莊嶽に置くの説なり。遊学の益は幼童の通人に如かず...遊学の国に至っては、西洋は東洋に如かず。一、路近くして費を省き、多く遣すべし。一、東文は中文に近く通曉し易し。一、西書甚だ繁にして凡そ西学の切要ならざるものは東人すでに刪節して之れを酌改す。中東の情勢風俗相近く倣行し易く、事半ばにして功倍することこれに過ぐるものなし。若し自ら精を求め備を求めんと欲すれば、再び西洋に赴いて何ぞ不可あらん...」

（注8）

張之洞の『勸学篇』が日本留学に関する宣言書であることは、実藤恵秀の見解の通りである。（注9）彼の、極力学生を日本に派遣せよとする主張は、中国官紳層の見解を代表しているのみならず、光緒24年6月初7日（1898.7.25）に下された「張之洞が書いた勸学篇は...持っている論理が正しくて通達だ。學術や人心に、大いに裨益する。揃っている副本40冊は、軍機部を通じて各省督撫学政に各1冊ずつを頒布する。広く刊布して、力を込めて勸告指導させ、もって名教を重んじ、危険な言論を途絶させる」（注10）という上論から推察しても、彼の主張が如何に重視され、且つ政府の留学方針を如何に左右したかが窺われる。

しかし、こうした地理的、経済的及び文化的諸条件のほかに、当時清朝政府がその支配体制の補強再編を進めるにあたり、日本の立憲君主制を模範にしていたという政治的条件もこれにかかわっていたようである。次にあげる駐日公使・楊枢の一文はこのことをよく示している。

「中国は日本と地同じ州に属し、政体民情最も近く、もし変法の大綱を議すればよろしく日本を倣ふべきに似たり。蓋し仏・米等の国は皆共和民主を以て政体となし、中国は断じて倣ふこと能わず。然るに日本は立国の基、実に中国先聖の道を遵守し...

その立憲政体を考ふるに、法を英独等の国によると雖も、中国先聖の道仍ほ遵守して墜ちず、ここを以て国本揺がず、利ありて弊なし。蓋し日本の変ずる所のものは治法にして常経にあらず、正に聖訓と相符合す。すなわち中国輿論亦た日本の変法を参酌し得て宜しく最も倣ふべしとなす....」(注11)

このような日本留学についての見方は当時の中国知識人に共通したものであった。注目すべきは、彼らの求めたのは日本文化それ自体ではなく、日本の学んだ西洋文化を簡便かつ速成的に習得することにあった、ということである。このほか清朝指導層にとって日本の立憲君主制、制度における儒教的伝統の重視なども、日本留学を奨励する要因となつたであろう。ちなみに『勸学篇』は上諭によって各省に頒布され 100万部も売れたという。

日本を学ぶ、という「日本教育熱」になったもう一つの主要な原因は、当時の知識人が日本の教育を視察し、それを著書にすることによって日本留学を勧め、各地方で教育の活動を展開したことである。彼らは、ほとんど清朝政府、あるいは各省督撫に派遣された。

最も早い例としては、1898年春、湖北総督・張之洞の命を受けて姚錫光が約2ヵ月間日本に滞在し、各種の官公立学校を視察したことなどがあげられよう。姚錫光は帰国後、報告書として『日本学校述略』(1895年刊、浙江書局)を提出した。

これは彼の調査研究のうち、教育面の研究成果を整理したもので、1. 普通学校 2. 陸軍学校 3. 専門学校 4. 教育経費 の4章で構成されている。同書は従来の視察記録とは異なり、これら各学校の実施する教育を仔細に記録、これに可能な限りの解説や論評を試みている点に特色がある。「日本の小・中学校及び師範学校には体操あるいは兵式体操の授業があり、いずれも必修科目となっている。...日本の男児には幼少のころから兵士となることの自覚が強いられているように思われる」(注12)といった解説がそれで、明治日本の教育事情を的確に解説した典型的事例と言ってよい。そのため公刊後の同書に対する評判は極めてよい。各方面からの講読希望は絶えなかった。こうした要求に応えるため姚錫光は、同書に補筆訂正を加え、翌1899年『東瀛学校挙概』と改名して再刊した。

姚錫光の『日本学校述略』が刊行されて以後、中国人は日本の教育を注目することになった。また、日本教育視察も活発化した。1898年から1908年に至る10年間、日本の学校教育や教育行政に関する多くの視察記録が相次いで刊行された。それをまとめると「中国知識人の教育視察記録」(3-表3)の通りである。

(3-表3) 中国知識人の教育視察記録(1898年~1908年)

書名	作者	出版年	備考
日本学校述略	姚錫光	1898年	
東瀛学校挙概	姚錫光	1899年	
東遊紀程	朱 綬	1899年	
東遊日記	沈翊清	1900年	
東遊紀念	李宗棠	1902年	
扶桑兩月記	羅振玉	1902年	
東遊叢録	吳汝綸	1902年	
壬寅東遊日記	嚴 修	1902年	
日本学校章程彙編	陶森甲	1902年	
日本学校図論	関厦麟	1903年	1903年版は再版、初版は1902年に刊行。
癸卯東遊日記	林炯章	1903年	
東瀛紀行	胡景桂	1903年	
遊日本学校筆記	項文瑞	1903年	
瀛州観学記	方燕年	1903年	
日遊彙編	繆筌孫	1903年	
癸卯東遊日記	張 謇	1903年	
日遊筆記	王景禧	1904年	
日本普通学務録	楊 澧	1904年	
遊東筆記	王用先	1904年	
乙巳東遊日記	陳榮昌	1905年	
東遊日記	田鴻文	1905年	
丙午東遊記	吳 烈	1906年	
嶽雲 扶桑遊記	吳蔭培	1906年	
日本遊記	程 濟	1906年	
日本最近政学調査	逢思承	1907年	
東瀛参観学校記	呂珮芬	1908年	

これらの視察記録のなかでも、両江総督・劉坤一の命令で日本の学校を視察した李宗棠の調査記録『東遊紀年』（1902年刊）、張之洞・劉坤一両総督の依頼を受けて日本の教育視察に赴いた羅振玉の報告書『扶桑兩月記』（1902年刊）、また前述した姚錫光の『日本学校述略』、実業者・張謇の『癸卯東遊日記』（1903年刊）などはその代表例である。

また、最も注目すべき視察記録は管学大臣・張百熙の依頼を受けて、日本の教育を視察した吳汝綸が書いた『東遊叢録』である。

吳汝綸(1840～1903年)は安徽省桐城の人。字は執甫。ながく曾国藩や李鴻章に重用され天津府知府や深州直隸州知州などを歴任、蓮池書院院長の地位にあった。のち京師大学堂総教習に就任、いわゆる桐城派として清代古文の大家であった。就任に先立ち、日本の教育事情を調査研究するため、63歳の高齢で日本に赴いたのである。

吳汝綸は1902年6月に来日し、約4ヵ月間滞在した。その間彼は、文部省をはじめ各種の学校、文化施設を調査した。また彼は、東京で公爵・近衛篤磨、子爵・長岡護美、外務大臣・小村寿太郎、文部大臣・菊池大麓の他、東京高等師範学校長・加納治五郎、帝国教育会会長・辻新次や帝国大学総長・山川健次郎らとの面談あるいは文通によって、熱心に

中日教育の改革問題について意見を交換するとともに、京都、大阪、神戸、長崎などの地方都市で地方教育会の名士や有力者と懇談した（注13）。また、文部省では1ヵ月近く、前後19回にわたって教育行政から小・中学校の概要、施設及び日本教育の沿革などを含む広範な特別講義を受けた。

呉汝綸の『東遊叢録』によれば、日本人有力者との筆談や往復書簡による意見交換は優に100回を上回り、教育改革の根本方針に関する意見交換もしばしば行われた。文部大臣・菊池大麓との筆談では、人材養成のあり方が議論の対象となり、速成教育と普通教育を並行させて実施することの必要性が菊池によって強調された。また井上哲次郎との筆談では、国民精神のあり方が議論の対象となり、小学校から大学に至る全学校階梯に修身及び倫理を設け、国民精神の改造を図ることの重要性が井上によって提言された。さらに、東京帝国大学教授・高橋作衛との往復書簡では修身教育の内容が、日戸勝郎とのそれでは国民教育の普及方法がそれぞれ議論の対象となっている。

呉汝綸の教育調査活動は日本教育界、政界有力者の高く評価するところとなり、やがて各新聞雑誌を通して広く報道されるのである。1902年（明治35年）10月17日付け『東京日日新聞』には彼の活躍振りが次のように報じられている。

「呉先生の来日後の活動には驚かされるばかりである。……齢60才の老人であるが、その活動たるや若者のように元気である。中国人留学生の在籍する学校を訪ねては厚く礼を述べ、学校教育を観察しては、日本の文明開花をもたらした真因をできる限り深く探ろうとする。こうした彼の探究心の精神には驚嘆させられるものがあり、その気概には感慨無量である。呉先生の東京での活躍振りは、模範的教育家としてのあり方を身を以て示したものであり、常に任務に忠実であろうとする中国人の気質を遺憾なく発揮したものといえよう」（注14）

日本における精力的な調査活動が災いしたのであろうか、呉汝綸は帰京直前の1903年春、郷里安徽で逝去した。交流事業の実施を計画していた両国にとって、呉汝綸の突然の死は大きな痛手であったに違いない。しかしながら、彼の遺作となった『東遊叢録』は、清末教育改革の方針を構想するための貴重なデータとなり、日本における彼の精力的な調査活動は「模範的教育家」としてのあり方を中日両国の教育界人士に示すことになった。

彼が書いた『東遊叢録』は、次の五つの方面から構成されている。1. 文部省での講義概要 2. 摘鈔日記 3. 学校図表 4. 学科課程表 5. 所感筆談類 などである。

この中で吳汝綸は、日本の教育に学ぶべきこととして、国家発展と教育との関係や、速成教育の効用、人材教育と民衆教育との関係など、多くのことを指摘している。

この調査について彼は、次のように述べている。

「...弊邦の今日は恰も日本の維新当時なり。今日まで此の大進歩をなしたる順序に付き種々調査せしも、一も満足なる結果を得ず。余は日夜此の良結果を得るに孜々たりと雖も、何人に尋ぬるも如何にして今日を来したるか、何故に此長足の進歩を来したるか、鎖国的人間は僅か三十年間に如何に如此頭腦を洗ひ得たるか、国民の気象を如何にして斯く感化せしか、之等は調査せば調査する程五里霧中に迷うの感あり...」(注15)

と、いかにして中国が日本のように急速に教育を普及させ、国民を啓発することができるかということを心配していた。

これらの日本教育視察に当たった中国知識人の社会の地位と職種、視察資格及び地域分布を整理すれば3-表4の通りである。

(3-表4) 教育視察者の資格・社会的地位・地域分布

著者名	資格	社会的地位及び職種	地域分布	著者名	資格	社会的地位及び職種	地域分布
姚錫光	官費	知州	湖北省	項文瑞	私費	教育家	上海
朱 綬	私費	学校教員	山西省	方燕年	官費	試用道	山東省
沈翊清	官費	道台	四川省	繆奎孫	官費	江南高等学堂総教習	江蘇省
李宗棠	官費	按察使・湖北候補道	安徽省	張 謇	官費	翰林院修撰・実業家	江蘇省
羅振玉	官費	湖北農務局総理	湖北省	王景禧	官費	翰林院編修	直隸省
吳汝綸	官費	京師大学堂総教習	京 師	楊 澧	官費	洋務道台	直隸省
嚴 修	私費	翰林院編修	天津	王用先	私費	教育家	直隸省
陶森甲	不詳	不詳	不詳	陳榮昌	不詳	不詳	雲南省
関凌麟	不詳	不詳	不詳	田鴻文	官費	県令	直隸省
林炳章	私費	福建師範学堂副監督	福建省	吳 烈	不詳	不詳	不詳
胡景桂	官費	直隸省学校司長	直隸省	吳蔭培	私費	広東知府	広東省
				程 澐	官費	実業家	山西省
				逢思承	不詳	不詳	不詳
				呂珮芬	官費	翰林院侍講	京 師

この表によれば、彼らの社会的地位と職種は多種多様であり、学校教育と教育行政前半を掌握する学校司々長、京師大学堂総教習、各省総督巡撫のブレーン、翰林院編修や侍講などの科学試験合格者の他、地方教育行政官や各級学校教員にまで及んでいることが分かる。視察資格をみると、官費調査が過半数を占める一方、私費による教育視察も決して少なくない。これは、日本の教育に関心を持っているのは官方だけでなく、民間人にも及ん

であることを示している。地域別にみると、直隸省及び京師地区が最も多い。これに次ぐのが両湖地方と江浙（江蘇・浙江省）地方、この他広東省や四川省などの遠隔地や雲南省などの辺境地方にも分布していたことが理解できよう。

前述のとおり、中国の教育中心地域は張之洞、劉坤一、袁世凱らの直轄する両湖地方や江浙、直隸省などであったが、彼ら知識人の活発な日本教育視察は、これらの地域の教育改革を一層前進させる起爆剤となった。

彼ら知識人は3-表4のとおり教育関係者であり、旧教育の欠陥や矛盾を熟知していた。それゆえに、彼らは旧教育の抜本的改革と近代教育導入の必要性を痛感、率先して海外教育調査の任に当たり、その成果を携えて教育改革事業に身を投じたのである。

例えば、羅振玉（1866～1940年）は帰国して間もなく、総督・張之洞と会見、5回に及ぶ視察報告をおこない、さらに幕客、学務処官吏、各学堂教習を対象に10日間に及ぶ教育講習を実施した。また1901年5月、彼は上海において『教育世界』という中国最初の教育専門雑誌を創刊した。この雑誌は1908年まで7年間にわたり毎月二回、第166号まで発刊された。清末期を通じて発行部数が最大で、最も長期間継続し、当時の教育界に大きな影響を与えた。この雑誌刊行の目的は、清末当時における近代教育の普及・発展に重要な情報を提供することにあった。

同誌創刊号に掲げられた編集方針によれば、

- (1) 毎号とも、内容は論説、教育規則、翻訳の三部構成とする。
- (2) 論説は内外有識者の教育改革論を、教育規則は主として明治期日本の教育規則、条例類を収録する。
- (3) 翻訳すべき書籍は次の6種とする。
  - ① 各種学科規則
  - ② 各学校規則
  - ③ 教育学
  - ④ 学校管理法
  - ⑤ 学校教育法
  - ⑥ 小中学校教科書
- (4) 教科書類は主に日本の教科書を採用し、読本、地理、歴史などの教科書は、中国の実情に合わせて内容を再構成する。

などになっており、これは清末教育改革の方向づけに寄与した。

また、もう一人、忘れてはならないのが、天津の嚴修である。彼は袁世凱の命により、2回にわたって日本教育視察を行い、その成果を『壬寅東遊日記』にまとめて公刊した。帰国して間もなく、嚴修は直隸省学校司督弁に任じられ、その後、袁世凱の推挙を受けて学部侍郎となった。学部在職中の彼の活躍はめざましく、范源濂（1872～1927 北京師範学校長などを歴任）、陳宝泉など日本留学帰国者を起用して、広範な教育改革事業を推進した。北京特別行政区、即ち京師地区を管轄する教育行政機関、教科書及び教育関係書籍の翻訳・刊行を任務とする京師図書館の設置、京師図書館の開設と稀覯本の収集、地方教育行政教育機関、提学使司の創設などがそれである。1907年には「女子小学堂章程」の立案、「大学堂章程」の改定作業、「視学章程」の立案、外国留学生官吏登用試験制度の創設に尽力する一方、自ら「奏請宣示教育宗旨折」を起草、「忠君、尊孔、尚武、尚公、尚実」を中国教育の基本方針とすべき旨の提言を行った。いずれにしても、嚴修の活発な教育活動は清朝政府の認めるところとなり、彼の提言はやがて「教育宗旨」に結実、これが中国全土に宣布されることになるのである（注16）。

日本教育視察を行った中国知識人のなかには、帰国後、近代学校を創設、自ら教育事業に従事した人も少なくない。2万元の資金を調達して江皖師範学堂を創設した李宗棠、上海県学堂方法22条の草案及び閔行鎮務敏学堂の設置に参画した項文瑞、京師院学を設立した翰林院侍講・呂佩芬などはその代表的人物である。近代教育の導入間もない当時の中国にあって、彼らの教育活動、そして彼らが書いた日本の教育視察の記録の影響は、当時の日本を学ぶ＝日本留学という「日本熱」を一層推進した。

一方、当時の日本の文武高官や民間有識者のなかには、三国干渉後のアジア情勢に対する危機認識に立って、日中両国の政治的文化的提携の必要性の強調——つまり「支那保全論」から、日本が積極的に中国人留学生の教育にあたるべきだ、と熱心に主張する人びとが少なくなかった。例えば、光緒23年（1897）の日本参謀本部の宇都宮太郎と張之洞との湖北での会見（注17）、同25年4月初九日、南京での福島安正と劉坤一の会談では、両氏はいずれも留学生を派遣するようにと勧誘している。また、貴族院議長・近衛篤磨（1863～1904年）も中国の各地を訪問して張百熙、張之洞、劉坤一、袁世凱など清朝高官に対し、日本への留学生派遣の急務であることを勧告した。

光緒24年（1898年）3月、駐清公使・矢野文雄は総署宛に「本国政府は中国と倍して友誼を宜敷くせんと欲す。中国は人才を需むこと孔だ急なりと聞く。若し学生を日本に選派し出洋習学せしむれば、わが国に於いてその経費を支出するであろう」という書簡を送っ

た。同公使はまた総署に出頭し、「中国政府がもし引きつづき学生を日本に派遣し各学校で勉強させるならば、人数は約二百人を以て限度とする」旨を口頭で申し入れている（注19）。

矢野文雄の建議は受け入れられ、同年6月御使・楊深秀がまず『議遊学日本章程片』を上奏し、『総署に命じてすみやかに日本遊学の章程を議定し、日本より支弁する経費をうけ、遊学の資格は、聡明で才能があり、年令は30をこえず、已に漢学に通達している挙員生監を選抜すべきであり、京師にいる者は本人に自由に応募させ、訳署から証明を給し、在外の者は学政にまかせて証明を給す』べき意向を述べた（注20）。これに応じて軍機処は総署に出洋遊学人員章程をすみやかに議定するよう命令した（注21）。

光緒25年（1899）、総署は「選選生徒游学日本事宜片」を上奏した。その主な項目は

- (1) 同文館の東文学生を数人酌派し、また南北洋大臣及び両広、湖広、閩浙各督撫にも咨して、現に設けている学堂の中から年幼穎悟にして粗ぼ東文に通ずる学生を選んで総署に報告せしめ、なお総督より日本の公使に通知して陸続派遣する。
- (2) 派遣された学生の世話は駐日公使に任せる。したがって別に監督を派遣する必要はない。
- (3) 総署より費用の数字を定め、各省官署からそのための経費を駐日公使に送り、随時支発する。

というものであった（注22）。

この留学生章程は、あまりにも粗末であった。それに、ただ官費生にとどまり、私費生については何も触れていなかった。しかし、この章程により、日本への留学について、少なくとも官費生に対する政府側の固定した政策が成立し、近代中国留学史上において、重要な一歩が踏み出されたのである。これをきっかけに、その後各省の総督、巡撫は相次いで学生を日本に派遣、各学校において修学させ、人材の育成に力を尽くしたのである。

上述したところからみれば、清末の留学は、新政実施に必要な人材を養成すべき学校の設立が、経費の不足に加えて教員の極度の不足から容易に進展しなかったことから、海外への留学、ことに日本への学生派遣を通じて人材養成に資する他なかったのである。そのため清朝政府がまず採用したのが、留学帰国者に対する奨励策であった。1903年9月、張之洞は優秀な帰国留学生に対し、その修業程度により、拔貢、挙人、進士などに準ずる資格を授与するよう上奏、これをうけて翌年12月、学務大臣は「考驗出洋卒業生章程」八ヶ条を議定して、留学奨励のための具体的基準を提示した。

こうして中国の日本留学は、1902年の 500人（中国留学生が最初正式に来日したのは光緒22年・1896年の13名であった）は、翌年には 1,000人に倍増、実藤恵秀の研究によると科挙制度が廃止された1905年には留学生の数は 8,000人となり1906年には1万人をオーバーするほどであった。

しかし、この留学生数についての推定はかなりあいまいなものである。日本外務省の留学生に関する調査によれば、1906年5月現在で中国人留学生は、総数 7,283人（文部省直轄学校 262人、公私立学校 7,021人）となっている。

1906～1921年までの留学生数を挙げれば、3-表5の通りである。この表から見れば、1906年から1921年までの学校数と学生数を比べるとやはり1906年の留学が一番盛んであった。表の中の「直轄」は、文部省に直属する学校のことである。当時の文部省直轄学校に在籍している留学生数は、公私立学校の在籍者数と比べると極めて少なかったが、しかし、地方公私立学校在籍者数はさらに少なかった。3-表6～8は1907年の留学生状況の統計である。

(3-表5) 明治末～大正期の留学生数(1906～21年)

(3-表5～8) はいずれも、二見剛史「<付>中国人日本留学史関係統計」(「国立教育研究所紀要」第95集 昭和53年3月)による。

年 度	学 校 数 ( 校 )			学 生 数 ( 人 )		
	直 轄	公 私 立	計	直 轄	公 私 立	計
1906年 (明治39年 光緒32年)	—	—	—	262 ( * )	7,021 ( * 45 )	7,283 ( * )
1907年 (明治40年 光緒33年)	—	—	—	363 ( — )	6,434 ( 139 )	6,797 ( — )
1908年 (明治41年 光緒34年)	—	—	—	538 ( 15 )	4,678 ( 111 )	5,216 ( 126 )
1909年 (明治42年 宣統 1年)	—	—	—	744 ( 9 )	4,522 ( 140 )	5,266 ( 149 )
1910年 (明治43年 宣統 2年)	—	—	—	799 ( 7 )	3,180 ( 118 )	3,979 ( 125 )
1911年 (明治44年 宣統 3年)	—	—	—	1,025 ( 10 )	2,303 ( 71 )	3,328 ( 81 )
1912年 (大正 1年 民国 1年)	—	—	—	771 ( 9 )	666 ( 43 )	1,437 ( 52 )
1913年 (大正 2年 民国 2年)	—	—	—	—	—	—
1914年 (大正 3年 民国 3年)	37	135	172	666 ( 6 )	3,130 ( 89 )	3,796 ( 95 )
1915年 (大正 4年 民国 4年)	32	117	149	778 ( 17 )	2,333 ( 60 )	3,111 ( 77 )
1916年 (大正 5年 民国 5年)	35	118	153	814 ( 18 )	1,976 ( 73 )	2,790 ( 91 )
1917年 (大正 6年 民国 6年)	36	116	152	816 ( 12 )	2,075 ( 60 )	2,891 ( 72 )
1918年 (大正 7年 民国 7年)	36	109	145	912 ( 12 )	2,812 ( 70 )	3,724 ( 82 )
1919年 (大正 8年 民国 8年)	35	121	156	959 ( 19 )	2,496 ( 63 )	3,455 ( 82 )
1920年 (大正 9年 民国 9年)	36	112	148	1,015 ( — )	2,236 ( 44 )	3,251 ( — )
1921年 (大正 10年 民国 10年)	44	87	131	1,171 ( — )	948 ( 36 )	2,119 ( — )

(注) 1 毎年5月末現在 2 \* ( ) は、女子〔内数〕を示す。

(3-表6) 地方公私立学校在籍者数 (1907年)

府県別	計	学 生 数 (人)	
		学 校 名 (学生数)	
岩手	3	県立農学校 (3)	
京都	12	法政大学 (8)	染織学校 (2) 府立一中 (2)
大阪	1	師範学校 (1)	
長崎	17	活水女学校 (17)	
福岡	10	福岡工業学校 (10)	
計	43		

(3-表7) 文部省直轄学校在籍者数 (1907年)

学校類別	計	学 生 数 (人)	
		学 校 名 (学生数)	
帝 大	45	東京 (35): 法科 (18) 医科 (1) 工科 (1) 文科 (3) 理科 (2) 農科 (10)	
官公立大学	19	京都 (10): 法科 (8) 医科 (1) 文科 (1)	
高等師範	46	札幌農科 (19)	
高 校	58	東京 (44) 広島 (2)	
官公立専門学校		一高 (31) 二高 (5) 三高 (13) 五高 (13) 七高 (6)	
高 農	9	盛岡 (9)	
高 工	98	東京 (73) 京都工芸 (2) 大阪 (23)	
高 商	41	東京 (41)	
外語・美術・音楽	28	東京外語 (15) 東京美術 (4) 東京音楽 (9)	
医学・歯学・薬学	19	千葉 (18) 長崎 (1)	
計	363		

(3-表8) 在東京公私立学校在籍者数 (1907年)

学 校 名	学生数	学 校 名	学生数	学 校 名	学生数
法 政 大 学	1,125	東 京 桑 学 校	8	順 天 求 合 社	2
早 稲 田 大 学	820	東 京 高 等 農 学 校	7	東 京 学 院	2
明 治 大 学	454	慈惠医院医学専門学校	2	明 治 高 等 予 備 校	2
日 本 大 学	109	宏 文 学 院	911	独 逸 学 協 会 中 学 校	1
中 央 大 学	104	経 緯 学 堂	542	尚 城 中 学 校	1
慶 応 義 塾	11	東 誠 学 堂	321	実 践 女 学 校	47
東 洋 大 学	5	振 武 学 校	286	高 等 圭 文 美 術 女 学 校	19
東 京 醫 監 学 校	213	東 京 同 文 書 院	145	女 子 美 術 学 校	14
東 亜 鉄 道 学 校	165	成 城 学 校	110	東 京 音 楽 院	12
岩 倉 鉄 道 学 校	153	研 数 学 館	89	女 子 音 楽 学 校	4
日 本 体 育 会 体 操 学 校	80	正 則 英 語 学 校	24	東 洋 女 芸 学 校	4
東 京 鉄 道 学 堂	64	正 則 予 備 校	25	共 立 女 子 職 業 学 校	4
東 京 物 理 学 校	45	国 民 英 学 会	22	女 子 学 院	3
同 仁 医 藥 学 校	35	大 成 学 堂	17		
工 手 学 校	18	独 逸 語 專 修 学 校	5	計	6,030

1907年に地方公私立学校に在籍した中国人留学生は43名で、文部省直轄学校在籍者数は363名であるが、在東京公私立学校在籍者数は6,030名であった。この数字からみると、留学生はほとんど東京に集中していることが分かる。

また「在東京公私立学校在籍者数」（1907年）（3-表8）によると、学生数の多い学校は法政大学（1,125名）、宏文学院（911人）と早稲田大学（820名）である。この中の宏文学院は当時の留学生教育機関を代表すると言われている。これは日本の有名な教育家・加納治五郎（1860～1938年）が開設した弘文学院である。乾隆帝の諱が「弘曆」で、留学生中「弘文」を忌避する者があったため、1906年「宏文学院」に改められたものである。

加納治五郎は東京大学文学部を卒業、学習院に奉職のかたわら従来の柔術に科学的改良を加えて講道館柔道を完成したことで知られていた。その後彼は、学習院教頭を経て第五高等学校、高等師範学校の校長を歴任、教育家としても有名であった。当時の文部大臣を兼任していた西園寺公望に清国留学生の指導を委託されたのである。

宏文学院は規模の面でも当時最大である。東京・西五軒町の本院のほか、5ヵ所の分校も持っており、同校は「留学生の大本営」と言われたという。同校の卒業生の中には、中国近代文学者・魯迅（周樹人、1881～1936年）、教育総長・北京師範大学の校長などを歴任した范源濂（1872～1942）、中国共産党創立者の一人である陳独秀（1879～1942）、辛亥革命の近代民主革命者・黃興（1874～1916）など、著名な人物が少なくない。ここに学んだ魯迅が、医学を志して仙台医学専門学校に進み、後に文学に転じて名作『阿Q正伝』や『狂人日記』『祝福』などを著したことはよく知られている。

一方、留学生の中には大量の「速成生」が含まれている。「60%までが速成を学び、普通学の課程を修める者が30%、中途退学の者が5～6%で、高等学校や専門学校に学ぶ者は3～4%、大学に入る者は1%に過ぎない」（注24）

この「速成生」は師範教育を学んだ者が多かった。たとえば前述した宏文学院が、1902～06年までの卒業総数1,959人のうち、普通科卒業はわずか129人、6.6%を占めるに過ぎないのに対し、速成科卒業は1,830人、93.4%と圧倒的多数を占めていた。しかもこれら速成科卒業生の8割近い1,417人が師範科関係の修了者であった（注25）。

義和団事件後の新政に対応するため多数の人材、とくに教員を必要とする清朝政府は、それを正規の方式によってではなく、せいぜい1年か2年の速成教育によって養成するよう期待した。1903年（光緒29）年、張百熙などが学務綱要を奏定したとき、張百熙は師範科の速成留学について意見を述べている。

「各省は速やかに師範学堂を開設すべきである。若し、まだ師範学堂を開設していない場合には、早速師範教員を延聘して学堂を開弁する。若し師範教員として請うべき適当な人材がない場合には、速やかに人を外国に派遣して、師範の教授・管理の各法を学ばしむ。それらは分別し、速成師範科を学ぶ者若干人、完全師範科を学ぶ者若干人とすべきである……」(注26)

綱要が公布された後、日本に留学する師範生は急速に増えたが、その中でも速成師範コースに学ぶ者が多かった。たとえば、閩浙総督・李興銳に派遣された15人のうち、12人が速成師範科に留学、四川総督・錫良に派遣された100人のほぼ全員が速成師範科に留学している。これらは官費留学生であったが、私費で速成師範科に留学する者は更に多かった(注27)。そこからみれば、当時、速成師範は速成教育の主流になっていたことが分かる。

この速成教育、とくに師範速成が盛んになったのは、留学生を受け入れる日本側が、大多数の者が速成教育を最も有効な方策として積極的に勧誘したこととも関連がある。たとえば1902年、呉汝綸の日本教育視察の際など、東京帝国大学総長・山川健次郎や帝国教育会会長・辻新次、文部大臣・菊池大麓は、一様に速成教育の採用を勧めている。彼らによれば、中国現在の新教育の課程は日本より30年遅れており新教育の普及をはかるには、明治初期日本が採用して成功した速成教育の方法、ことに教員の短期養成から着手すべきだ、というのである。

呉汝綸の『東遊叢録』4・「函札筆談」は山川健次郎の次の一節を述べている。

「大学校には先づ宜しく速成科を設け、他国の教師を請ひて開講し、別に訳人を設けて之を訳せしむべし。あるひと曰く、訳人は各種の学問に通ずること能わず、と。この語誠に然り。しかれども文学を除くの外は、各種の学科、およそ理を談ずるに外ならず。理を講ずるのことは、明らかなるべからざるもの、あることなし。且つ此れ本と一時の急にして永久の計にはあらざるなり……速成科の外に宜しく特に正科を設くるべし……」

また、留学を以て従来の科挙にかわる昇官の途径とみなす多くの学生にとっても、短期間に学業を終了して利禄を獲得することは歓迎するところであった。

この留学帰国者に対する奨励や登用試験については、光緒26(1901)年9月、清政府が各省督撫及び学政に対し、帰国学生の選考及びその結果に基づいての奨励を行うよう命じ

ている。光緒30（1904）年奏定学堂章程の発布と前後して張之洞らにより「鼓励学生出洋章程」が作成され、修学卒業した程度によって、それぞれ拔貢、挙人、進士、翰林の出身を授与することが規定された。

1905年、第1回目の留学卒業生に対する試験・廷試が保和殿で実施された。その結果、金邦平、唐宝鐸、曹汝霖、陸宗輿ら14人にそれぞれ進士・挙人の出身を授与した。試験の様子を曹汝霖は、『一生之回憶』の中で次のように述べている。

「一回目の受験生は、只14人しかいなかった。西洋への留学者は1人もいなかった。二回目の受験生は多くなったが、西洋への留学者も増えた。試験は2回行われる。最初は学務処で受け、これに合格すれば保和殿の殿試を受けることができるのである...夜明けごろ、受験生は左門角というところに集まるが、皆、試験用具とともに、さらに矮几（足折れの文机）を肩に担っている。点呼後、保和殿に入り、矮几の足を開き坐って待つ。暫くして監試大臣二人が入場、また欽派遣閱卷大臣三人が欽令試験用紙を両手で捧げ持って入り、それを各受験生に配布する。配布後、閱卷大臣は退場し、監試大臣だけが残る。試験テーマは理科と文科に別れ...殿試の結果、皇帝の面接を受けた後、官職が与えられる。第一等者に翰林檢討あるいは主事、内閣中書を与える。二等者に七品小京官・県知事らの職称を与える。」（注28）

この第1回目の試験の時が科挙を廃止する直前であり、学部もまだ設立されていなかった。試験は科挙制度と全く変わりがなかったのである。しかし、その時に日本に留学した14人の学生が全員合格したことは、やはり彼らの質が高かったことが分かる。しかし、外国留学の学生数が急速に増えるとともに、魚龍混珠、段々留學生の質が低下してくるのである。

「外国留学登用試験合格者別統計」（3-表9）によれば、一つは、外国に留学すれば官吏に登用できること、もう一つは、当時の、とくに留日学生人数が頂点となった光緒32（1906）年には、留學生の質が劣っていることが分かる。

光緒32（1906）年4月、学部は毎年8月、留学卒業生の試験を行う事を奏定し、この年初めてそれが行われた。試験を受けた100名のうち、大多数は日本留学を経て帰国しているが、彼らの中には進士に及第した者は一人もいなかった。進士はアメリカ（7名）、イギリス（1名）など、欧米留学出身者が独占していた。

(3-表9) 外国留学帰国者登用試験合格者国別統計

留 学 先 国	日 本		アメリカ		イギリス		ロシア		フランス		ドイツ		ベルギー		年度合計									
	進 士	小 人 計	進 士	小 人 計	進 士	小 人 計	進 士	小 人 計	進 士	小 人 計	進 士	小 人 計	進 士	小 人 計	進 士	総 人 計								
光緒32年考試 (1906年)	0	13	13	7	7	14	1	1	2	—	—	—	0	1	1	—	8	22	30					
光緒33年考試 (1906年)	2	23	25	4	8	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1	1	6	31	37			
光緒34年考試 (1908年)	11	87	98	2	1	3	—	—	—	1	1	2	0	1	1	—	—	—	14	91	105			
宣統元年考試 (1909年)	9	233	242	3	5	8	0	4	4	—	—	—	1	0	1	—	—	—	13	242	255			
宣統2年考試 (1910年)	43	369	412	7	15	32	6	2	8	—	—	—	1	2	3	1	1	2	—	—	60	390	450	
總 計 (1906~1910年)	69	729	790	23	36	59	7	7	14	0	1	1	3	3	6	1	3	4	2	1	3	101	776	877

(注) 進士は評点平均80点以上、挙人は60点以上のものに授けられた。

(資料出所) 拓殖局『北清ニ於ケル諸外国ノ教育上ノ効果ニ関スル調査』(拓殖局報 第18) 明治44年、6~7ページ

この結果について『太陽』12号(12/6)の〈思潮〉欄に〈清国学生の登用試験に就いて〉と題する文章が載っている。

「此程清国政府に於いて執行したる文官登用試験の結果、米留學生の成績良好にして、我国に留学したるものの成績は大に劣れるが如き觀を呈すと云ふ。此に就て清国試験委員の中に、故らに偏頗の処置に出でたるに依るとなすものなきにあらず。時事は今回試験の結果、日本留学を非難するもの出でんことを憂ひ、之が説明を為して、是れ畢竟我国に於ける教育の不完全よりは、寧ろ清国留學生の多数が、変則速成の教育を受けて短日月の間に卒業の肩書を得んとするが為めなりと論じ...読売は、試験成績の不良なりし原因を、彼らの速成希望と營利学校の弊及清国の試験方法の三にありとし....」

と、速成教育の弊病を指摘している。

中国でも速成者の弊害に気がついていた。政治考察大臣として海外を視察して帰国した端方も光緒33(1907)年1月、「条陳学務摺」を上奏して、

「以後各省の選抜派遣する留學生は、普通卒業にして国文に秀れ、兼ねて外国語に通じたる者を主となし、資格の及ばざる者を濫りに派するなく、情実を以て此れを請求するを杜めよ。その自覚による者も亦一律に考査し、合格すれば方に学費を給すべく、その官費によらざる者は業を卒るとと雖も録用して事に任ずる権なからしめよ」

と、速成教育をやめ、留学資格に厳しい条件をつけることを提唱している。(注28)

こうした状況の中で、清朝政府もようやく留學生派遣にあたっての資格制限や速成學生の派遣中止など、留學生派遣における量から質への政策に踏み切ることになる。1906年3月、学部が各省宛に送った電告「選派遊学限制弁法」は、そのための最初の具体的措置で

あった。それによれば

「凡そ高等以上の専門学校に入らんと欲する者は、必ず中学以上卒業の程度あり、且つ彼国の語文に通習すれば方に及格となす。…速成科を習ふ者は或は法政或は師範にして、必ず中学と中文俱に優れ、年25才以上、学界、政界に於いて実経験ある者を須つて方に及格となすべし」(注29)

とある。次いで学部は同年8月、各省あてに速成学生派遣の即時中止を命じた。

この「速成教育」は、もちろん当時の中国にとってそれなりの意義を持っていたことは確かである。とくに速成教育の主流をなしていた師範科や法政科が、当時各地の新式学堂の教職員や各省諮議局の議員の養成・供給に大きな役割を果たしたことはよく知られている。しかし日本留学から帰国した速成生は、ほとんど数カ月、長くとも一年を超えないうちに一枚の速成証書を持ち帰った以外には、知識があまりなかった。そして、この資格によってうやむやのうちに支配層の中で一つの地位を得たのである。とくに新設の学堂は、速成の留学生を安易に受け入れ、授業を担当させた。その効果が良好であるはずはなかった。加えて清政府は、経済上からも大量の学生の日本派遣は難しい状況にあった。また、日本への留学生によって革命思想が国内にもたらされるとともに、教員である彼らによって国内青年に伝わった。政府はこれをも恐れたのである。

清朝支配者は利害の軽重を図ったのち、学生を留学させる代わりに外国、主に日本から教員を招聘し、新しく建てた学堂で教えさせるという方法を採用した。こうして、青年達に新知識を学ばせながらも、支配階級の統制下に置いたのである。経済的な負担も、学生を国外に派遣するより少なくて済み、しかも国内の教員不足の問題もある程度解決できる方途であった。

中国人の日本留学に関する研究には、非常に重視されたさまざまな研究著作がある(注30)。

## 第二節：日本人教習の招聘

1980年代に入り、中国、韓国での“お雇い日本人教習・顧問”の研究が注目されている(注31)。

実は、これら日本人教習・顧問は、中国だけでも清末の最盛期には数百人という驚くべ

き数に達し、中国教育史上「日本人教習時代」と呼ばれる一時代を画したほどである。とくに、当時中国各地に招かれて教育事業に参加した日本人は中国の近代師範教育に大きな役割を果たした。実藤恵秀の推定によれば、最盛期の1905～06年頃には500～600名を数えたという(注32)。京師法政学堂で教鞭をとった吉野作造(1878～1933年)は、当時清国に在勤した日本人教習は凡そ500名を数えたとして、その内訳をほぼ次のように分類している。

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 師範教育に従事する者 | 約 125名 |
| 2. 陸軍         | 約 100名 |
| 3. 普通         | 約 125名 |
| 4. 実学         | 約 80名  |
| 5. 法政         | 約 45名  |
| 6. 警察         | 約 30名  |
| 7. 医学         | 約 50名  |
| 8. 日本語        | 約 10名  |

その学校は、下は幼稚園から上は大学に至るあらゆる学校を含み、とくに師範学堂が大きな比重を占めていた。

当時、外務省政務局が出先機関に調査を命じて作成した『清国官庁傭聘本邦人一覧表』により、1909年の場合を例にとって分析すると3-表10になる。

(3-表10) 学校段階別

(学校段階)	(人数)	(学校段階)	(人数)
幼稚園	7名	武備学堂	58名
小学堂	26名	警務学堂	13名
中学堂	15名	医学堂	18名
高等学堂+		方言学堂	5名
専門学堂	47名	女学堂	5名
大学堂	4名	その他	24名
師範学堂	105名		
実業学堂	78名	小計	405名

『清国傭聘本邦人名表』明治42年版より作成

これによると、師範学堂の日本人教習は105人で、他の各学堂より多い。ここから見れば、清末における教員不足の状況と師範学堂重視政策がよく分かる。

明治、大正期における日本の代表的教育雑誌『教育時論』は1902(明治35)年3月に論

説「対清教育策」を掲げ、「我国人を学校教師に傭聘せしむべし」として次のように述べていた。

「清国近来各種の学校、各地に設立せられんとしつつありと雖、差当り最困難とする所は、適当なる教師と教科書と、全く欠乏せる事なり...是に於てか勢已む得ず、外国人を雇聘して学校教師と為んとし、現に我邦に向って、各種の教師を招聘せんと、目下交渉中に属するもの勘からず。我邦たるもの、此際十分斡旋して、成るべく多くの教師を傭聘せしめ、以て彼国教育事業の発達を翼賛し、併せて我文化を輸入し、我勢力を扶植せんことを勗めざるべからず...」

日本人教習の中国への招聘の歴史的背景は、すでに第一節に述べたように、当時の日本政府の対華政策と密接な関係があった。

日本から中国へ教育、顧問が派遣されるのは、日清戦争以降のことである。朝鮮にはすでに1882年から派遣されていたが、日清戦争を契機として日本の対外政策が朝鮮から中国へと拡大するにつれ、教習、顧問の派遣先もそれに伴って拡大した（注34）。

しかし、対外拡張を図る日本にとって、日清戦争以降の客観情勢はむしろ厳しさを増していた。とりわけ、1896年6月3日に日本の大陸進出を牽制するために締結された中露秘密条約はその大きな障害となった。国際的孤立化を深めつつあった日本は、ロシアと協調したり、イギリスに接近したりして中国進出を画策していたが、日本国内では中国と連携して欧米の侵略勢力に対抗することを説く者もあった。しかし、いずれにせよ、この時期の日本の対中国論は「支那の興敗日本の存亡と息息として相関す」（注35）という認識で一致しており、「清国保全論」に帰結するものであった。

戊戌新政の末期に中国に渡り、滞在中に政変に遭遇した伊藤博文は、帰国後の1899年2月14日に海外教育会の協議会において次のような講演をしている。

「既に海外教育という以上、独り韓人を教育するの必要あるのみならず亦支那人をも教育するの必要あり、蓋し文明の学問を我国より輸入するのは彼らに取て啻に簡便なるのみならず、又其成功速かなればなり、又我よりいへば土地広く人口衆きも文明的の学問に幼稚なるものに向て東洋の率先者たる我国が誘導する時は自ら助成するの利あるを以てなり、畢竟這般の事柄は双方の幸福を増す所以にして又徳義上我国の義務に属するものなるを覚悟せざるべからず、其朝鮮たると支那たるとを論ぜず徒に現状に安んじ文明の学術を進めず事物の開発を努めざるに於ては如何なる状勢に立至るべ

きか測り知るべからざるものあらんとす、故に徳義上よりも利益上よりも、我国は力の及ぶ限り十分の助力を彼らに与へざるべからざるは、我国の利益を保全する所以なるのみならず実利極東の大勢より論ずるも尤も必要なるを信ず」

つまり、「文明的学問」を輸出する文明化工作が提唱されているのである。伊藤博文にあって、清朝中国に対する教育工作が特に念慮されたのは「日清戦争の結果として支那までも意外の状勢を呈するに至」ったという清朝中国の「生存」に関わる中国分割の危機を、明治日本の「生存」の問題として視圏に収めなければならない。換言すれば、清朝中国の「生存」を明治日本の対外的独立の保障装置とみる「支那保全」論に導かれたものであると言える（注36）。

当時、日本政府はこの「清国保全」という名目で中国への移住を奨励したが、一方では国内に醸成された「清国熱」があった（注37）。中国における日本居留民は急増した。1890（明治23）年の日本人居留民の総数が863人（そのうち734人は上海にいた）であったのに対し、1899（大正5）年には104,273人になった。そしてさらに、1899年から1905年に至る6年間には約10倍に増加している（注38）。これらの日本人居留民の大多数は商工業を営んだが、文化事業に従事したものや、中国を対象に学校を創立したものもあった。

当時の日本人が中国で最初に経営した学校は、荒屋精が上海に設立した日新貿易研究所である。これは光緒16（1890）年に創立されたが、光緒20（1894）年に経費の手当てがなくなると閉校した。しかし日清戦後には、上述した国策に副い、日本人の手によって次々と学校が開設された。その主なものは、杭州の日文学堂（1895年）、泉州の彰化学堂（1899年）、天津の東文学堂（1899年）、廈門の東亜学院（1900年）、南京の同文書院（1900年）、南京の本願寺東文学堂（1901年）、北京の東文学社（1901）、上海の留学高等予備学堂（1905年）などである。

この中で北京東文学社の創設者は中島裁之（1869～1936年）である。彼は熊本の生まれで、西本願寺の大学林普通教校を卒業後、1891年に渡清、岸田吟香の経営する楽善堂の協力を得て各地を巡り、中国事情の調査にあたった。1897年、前述した保定の蓮池書院山長の呉汝綸に師事、その薫陶をうけるとともに、呉の依頼でその門下生達に日本語、英語を教授して信頼を得たのがきっかけで、1901年3月、呉汝綸の後援で北京に東文学社を開設したのである。中島裁之は日本人教習の風を惹起した重要な人物であった。1906年5月、東文学社は直隸官立中学堂に改組された。

また福州東文学堂は、1898年、東亜会会員中島真雄（1859～1943年）が元南洋大臣内閣  
大学士で学者としても名高い陳宝琛などと計って開設したものである。1903年、「全  
國師範学堂」と改めた。

南京同文書院が設立されたのは1900年5月のことで、その前年の10月、近衛篤磨が訪欧  
旅行の帰途、南京に两江総督・劉坤一を訪問して東亜同文会の教育事業の計画に対する協  
力を要請、その賛同を得て設立された。のち上海に移転、校名も「東亜同文書院」と改め  
られた。その後、「東亜同文書院大学」に昇格、戦前日本が海外で経営した学校の代表的  
な存在となった。

一方、日本の民間レベルでも、日中連携論的な教育文化事業の推進が提唱された。1898  
年、近衛篤磨は彼の組織した「同文会」の趣旨の中で、「東亜各国の提携協力により西欧  
侵略の力に抗する」「日清同盟論」を提唱していた（注39）。

実は、この日本人教習の招聘は、日本人の軍事顧問の招聘から始まっていたのである。

1897年以来、参謀本部は神尾光宇、宇都宮太郎らを相次いで中国に派遣、張之洞を親日  
派に転向させることに最も力を注いでいた。1898年、張によって中国政府による日本将校  
の招聘が実現したが、翌99年には山東巡撫であった袁世凱が、青木宣純（日本公使館付武  
官）を軍事顧問に迎えた。さらに袁は、直隸総督として1901年、引き続き立花小一郎を軍  
事顧問に迎えている。

1902年10月8日、参謀総長・大山巖は「外国ノ招聘ニ応ズル陸軍将校」に対する訓示の  
中で次のように述べている。

百難ヲ排シテ我看守シタル清国軍政ノ改革ハ今ヤ漸ク其緒ニ就カントシ我對清政策  
中最モ有望ノ事業トナレリ 是レ帝国現役将校以下ヲシテ特ニ其ノ軍務ヲ欠キ彼ノ招  
聘ニ應セシムル所以ニシテ蓋シ我国是ノ進行上深遠ノ趣旨アリ.... (ママ)... 應聘  
者タル者ナレハ誠実誠意而モ慎重事ニ従ヒ以テ益々清国軍事ノ開発ヲ圖ルヘキハ勿論  
之レト同時ニ我帝国ノ実力ヲ扶植センコトヲ勉ムルヲ要ス。（注40）

こうして参謀本部や政府の手を通じて、多くの軍事顧問、教習が、親日派官僚の側近と  
して地方レベルの軍制改革を担当すべく派遣されたのである。

日本人教習の招聘の正式な動きは光緒27（1901）年からであった。

前述した中島裁之は、1899年には四川東文学堂の教習として赴任した。中島裁之は日本  
人教習としても先駆者とされる人物であるが、彼は同時に、中国で日本人教習を雇傭する

必要性があることを解いた人物としても先達であった。

光緒27（1901）年、中島裁之はその師・呉汝綸との関係を通じて李鴻章に会い、学校開設の事を議した。その会話の要旨が中島の著『東方学堂紀要』にある。

「余先づ李伯（李鴻章）に語を進めて曰く、擾乱後維新改革の業直接、間接に於て種々ある所ならんも、まだ教育の業より外に基礎を鞏固にする者はあらざる可し、愚案によれば、師範学堂を開設し、教員を養成し、之によりて教育を国内普及するの必要ある可しと信ず、而して弊国人は貴国人と通念を同ふし之より東亜の文学を修養するありて、今や欧米の文学等を咀嚼して一種の知識を有す。之を以て同文同種たる貴国人に教ゆるとせんか、甚だ便ありと為すや、而して衣食住も亦略ぼ相接近し、為に俸給等の欧米人より比較的少額を以て聘し得るゝの便あり。幸に弊国人を採用さるゝの意ありや否」（注41）

これに対して、李鴻章は即座に2,000人を招聘すると答えた。

「吾若し二千の教員を聘傭せんとするに當て、日本に於て其の教員を得らる可きや否や」（注42）

と中島に斡旋を求めている。

さらに中島裁之は地方総督まで師範学堂や小中学堂の設立運営問題などについて進言している。例えば彼は、直隸総督・袁世凱にしばしば会見した。次の一文は光緒28（1903）年2月、袁と第3回目の会見をしたときの談話である。

「余曰く『宮保（袁の官名）学校開設の準備如斯某れ切なり、今不肖に於ても一個の愚見を吐露して参考に呈供せん、曰く、保定に於ても大学堂開設の挙ありと聞く、愚見に以為く、先づ小学の業を終へて然る後中学の業を修め、次に高等学堂を経て始て大学に入るの学生たるを得べし、然るに今の中学の開設だも未だし、之が挙に及ぶとするも、又其教師たる者に乏からん、宜く先づ師範学堂を開設して、猶其中に正科、速成科を置き、速成科の修業者を以て小学生に教へ、正科卒業生を待って中学の科程を教授せしむるの便を行ひ、猶正科卒業生の幾分を留めて高等の学科を修めしむる事必要なるべし、然かる後愈よ大学の学生を見るに至らん』

余又曰く『小学校を開設し、之に農学の特別補修科を置き、農家の子弟に農作上の新智識を教授するの要もあらんか』と。総督曰く『可也。今將に府城を25区に分ち、各区小学校を開設せんとする所たり』と。而して総督は更に余に託する者ありて曰く『日本人の来り援助する者なきや』と。余曰く『宜く内田公使に照会あるべし、必ず

好人物を撰定して御意に應ぜらるべし』と。総督曰く『請ふ汝に依りて吾が依頼を告げられよ』と。余曰く『諾』。

総督曰く『吾之を急ぐ所也。宜く至急に來任あるべく、汝も亦勉め』と。余曰く『然れども数旬の餘裕なかる可らず、何となれば、是より直ちに本邦に打電し、然る後3人選及出立準備等にて数日を要し、猶現行航海に二週日以上を要する』等の事を述ぶ。総督曰く『北京に於て之を得られざるや』と。余曰く『乱後日人の渡來す者多是商業にして、又間々有識者來遊なきにしも非ざるも、留京者は甚だ少数と為す所也。但敝社に於ては現に教育に従事する者89名あり。その中司法省法学院出身劍持百喜なる者あり、該人或は少く間に合ふ處あらんかと信ずるも之又公使の意見を窺はざる可らず』と。総督曰く『劍持氏をして來らしめよ』 余曰く『然らば宮保より内田公使に其意を通ぜられん事を希望す』と。総督曰く『之又汝に因りて通ぜしめよ』と。又『牧野田某なる者ありて在京せりと聞く。宜しく同氏の來任を勧め試みよ』 (注43)

ここから、袁世凱が如何に教習の招聘を急いでいたかということが推察される。またその時、中島裁之から、司法省学院出身の東文学社教員劍持が推薦され、袁世凱から牧野田某(彦松)の斡旋の依頼があったことが分かる。

このように中島裁之は日本人教習、また東文学社の卒業生をも学校司や学堂などの新しい職場に推薦していた。光緒28(1902)年1月10日、中島が袁世凱を訪ねた時(第2次会見)、彼は保定警務学堂に伊藤俊三の採用の件を申請していた。第3次会見の時、推薦した劍持百喜は学務司顧問となり、師範学堂教習を兼ねた。また直隸学校司専門教育処総弁となった丁惟魯は東方学社の速成科を優秀な成績で卒業、「日本学校制度纂要」なる訳書さえ著していたし、学校司翻訳官となった江紹詮や直隸師範学堂教習に任命された王金綬も東方学社の卒業生であった(注44)。

このように、直隸省における日本人の招聘は、中島裁之が中心的存在となって進められた。

一方、中国において、前述した吳汝綸も、日本人教習招聘の動きの中で、大きな役割を果たした。彼は中島裁之の師であり、かつて李鴻章の高級幕僚であると同時に学者であり、洋務派の官僚達から尊敬されている人物であった。光緒28(1902)年5月、吳汝綸は日本の教育を視察していた間に、日本人教習の招聘を依頼してまわり、日本教育界の人士とも何度もこの問題について語り合った。例えば、早川新次との筆談に於いて

「問. 鄙意敝国始めて学堂を立つるも、尚ほ中小学の根基なし、稱して大学と為すを得ず、貴国の国民教育の説あるも、敝国尚ほ處々に学を立つること能わず、また普く及ぼし難し、今日ただ二十余と十余の人にして、中国の学問已に成る者を取り、之を使って入学せしむ、これ等の人智識粗ぼ具り、貴国小学所用の教材に於て、必ずしも贅告せざる者あり、大概中学校を以て主と為し、而して本国の無き所を増益すれば、即ち其の要端を智育するなり、。故に理化鑛農工の各学を先と為す、この諸学は必ず専門の教習を須つあり、執事より察核して代聘せられたし。

答. 先生の意見は、小生の賛同する所なり。」（注45）

と、呉汝綸は日本人教習招聘依頼を提出した。それに応じるように、日戸勝郎は呉宛の書簡の中で、次のように述べている。

「僕、本日わが国の菊池（大麓）文部大臣に会って、清国の教育の事に話が進んだ。  
（中略）文相の意見は、今日情勢に処するに、わが国には任に耐える人材が多くはないけれど、清国のために優れた人材を選んで送ることが決定的になったというものである」

また同書には、日本帝国教育会会長・辻新次が呉に宛てた書簡も収められていて、選抜と募集の準備について、次のように述べている。

「わが国の師範卒業生を募集し、貴国の歴史、地理を教え、風俗人情、通行の言語を教えんとするものである。これはわが国の人士を借りて、貴国のために教員を養成しようとするものである。」（注46）

日本人教習は1900年以前にもないではない。しかしながら、それが一つの「勢い」となったのは、やはり呉汝綸の東遊であり、更に奏定学堂章程による学校「林立」が拍車をかけたことである。特に、科举廃止の上諭（光緒31年）は開明官僚を興学に駆り立て、これらが相まって日本人教習招聘の風潮も最も高まったのであった。

この日本人教習招聘に対して、当時大きな権力を持っていた袁世凱や張之洞などの開明官僚や清政府は、どのように考えていたかを、次に簡単に分析してみよう。

張之洞は洋務派の中体西用論の提唱者である。すでに述べたように、彼は「勸学篇」の中で、日本の文化を学ぶことが地理的距離、費用、効率、理解度、風俗習慣何れをとっても有利であることを説いた。すなわち、日本を通じて西学、西藝を学ぼうと考えたのであ

る。同様に李鴻章も、外国文を訳した日本文から中国文に翻訳するのが有利だという説を述べ、“日本は明治維新後、鋭意外国語を学び、その翻訳書が多いうえ、日本と中国は同文の国家で漢学がその十分の六を占めているが、その音は少なく、棘刺扞格の音もなく、文法は粗闊で事物の名称は中国と同じである”とその理由を述べている（注47）。

つまり、彼らの本当の狙いは西洋文化であり、日本は極めて実用主義的立場から評価されていることがよく分かる。この発想によって一方では日本人教習あるいは顧問を利用しながら、また警戒もしている。このことは、「京師大学堂章程」から見ると一目瞭然であろう。

「京師大学堂章程」（光緒28年7月・1902年8月）の第六章第七節に「各教習にして如し教課不勤及び意に任せて課程上の規約を紊乱する等の事有れば、中外の教習、年満と否とを論ずるなく、管学大臣は均しく之を辞退せしむるの権利有り。外国教習を延聘する時は応に此の條將て注明合同の上にすべし」と規定され、京師大学堂の外国人教習は管学の対象とされた。「欽定高等学堂章程」「欽定中学堂章程」にもそれぞれ第三章「各種規則」第七節に上記の規定に則るべきことが明記され、外国人教習の行動は全面的に清朝政府の教育主権に管理されるという位置が確定せしめられたのである。さらに1904年1月13日に制定された「奏定学堂章程」に併せて公布された「学務綱要」にあっても、「各省の中学堂以上に、外国教員を聘用する者有れば、均しく応に合同の内に須らく本学堂総弁、監督の節制を受くべきことを訂明すべし。教うる所の講堂、本科の功課を除くの外は、其の全学事務は概して総弁、監督の主持に由り、該教員は越俎干預を庸うる勿れ」として「外国教員は宜しく権限を定むべ」（注48）きことが一貫して明文化されていたのである。従って、欽定、奏定両学堂章程に規制される諸学堂に備聘される「日本人教習ハ清国政府管理ノ下ニ教鞭ヲ執ルニ過ギズ多少ノ制肘ヲ加エラルヲ免レズ且ツ其命脈ハ一ニ清国当路者ノ向背ニ係リ未ダ確固タル基礎ヲ作ルニ至ラズ」（注49）といわれている。

この清政府の日本人教習、顧問に対する姿勢について、1906年自ら天津の北洋法政専門学堂教習（最初、袁世凱の長子・袁克定の家庭教師であった）を経験した吉野作造は後に次のように回想している。

「第一に顧問は中国では受けが悪い。自国の事を外人に相談するという事はかれらの自尊心をきずつけるからいやがる。実際には顧問の役をつとめていても、契約面では教師と翻訳官と書く。つまり中国が使っているのだとしたいのである。

第二に顧問をやっても雇主に力がない。従って中国官僚が日本顧問をつかって

相談をしてみようがない。かといってそのままにしておけぬので大抵は教師にまづりこんでしまう。

第三に大体において中国の官僚が外人を雇うのは本気で中国の開発をはかろうとするのではなく外人を使っているという虚栄の方が主である。使われている方は一片の誠心を披瀝して政務を批判する。すると彼ら官僚は快く受けたい顔でこれに反対はしない。しかし実行もしないのである」(注50)

吉野の細かい観察眼と中国官僚観が示されていて興味深い。叙上の引用から清末の教育改革あるいは日本人教習、顧問に対する姿勢の一端は明らかになったと思う。つまり、中体西用という実用主義の発想から出ているのである。

次に掲げるのは、光緒28(1902)年、直隸省総督・袁世凱に招聘された学校司の顧問・渡辺龍聖の契約書である。これをみれば、いかにも以上のことが分かろう。契約書は15条であるが、要点を摘記すれば次のとおりである。

1. 該員ハ本大臣指揮ノ下ニアリテ、本大臣定立スルトコロノ規定ヲ均シク遵守スベシ。(第一条)
2. 該員ハ須ラク品端学博、性情和平ニシテ弁ズル所ノ事ニ習熟スベシ。(第二条)
3. 本拠ニ緊要ナル公事アリ。該員ニ約シテ面商スルニ際シテハ何時タルヲ論ゼズ直チニ馳赴スベシ。(第六条)
4. 該員ハ常ニ学校司ニ到リテ督弁及ビ参議ト教育一切ノ事務ヲ商定シ、又各種学堂ニ赴イテ学務及ビ教習ノ功課ヲ考察シ学校司督弁ニ転進スベシ。(第七条)

(注51)

などあり、総督の下、教育行政や学校運営全般の問題について学校司督弁以下の中国担当者の諮問に応じ、また意見を具申すべきことが規定されている。渡辺龍聖は光緒28(1902)年春、日本文部省の内命を受けて華北の教育事情を視察中、袁世凱と会談、その際、直隸省学務高等顧問就任を要請されたのであった。のちには直隸師範学堂の総教習をも兼任することになった(その権限は一般の教習よりはるかに強いものである)が、総督の指揮の下に置かれ、教育行政に関することを督弁、参議と商定し、学務を考察し、学校司督弁に申報して、袁世凱に転申する義務を負っていた。また、学校司に緊急公事があれば、いつでも顧問は呼びかけに応じなければならなかった。この契約書から推察すれば、袁世凱は日本人顧問や教習のリーダーシップを警戒し、制約するのに腐心したように思われるのである。渡辺龍聖は、中国の官僚の、顧問・教習に対する姿勢について次のように評し

ている。

「中国官僚は、新施設の献策ならばマンザラ採用せんでもないが、既成事業の改良に関する献策に至っては更に耳を傾けぬ。創立と云う事はあるが、改良という事は更に無い」(注52)

やはり、清政府の日本人教習、顧問の招聘策は新学堂で不足した教員の育成に限定されていたと考えられる。

一方、日本人教習を招聘するもう一つの原因と考えられるのは、当時の「反外国人(西洋人)宣教師」との関係である。

光緒29(1903)年、張之洞が官学大臣に就任してから数週間後、外国人教習に関する思い切った措置が採られた。マーチンら戊戌年間に京司大学堂で教えた西文教習の解雇に踏み切ったのである。米国長老会の医療宣教師として来華し、同文館で生理課を教え、京司大学堂教習も兼ねていたコルトマン(Robert Coltman Jr. 1862 ~ 1931)が張百熙のアドバイザーとして暫時留まったのを唯一の例外に、残りの外国人については陰暦の年末、つまり1902年2月7日を期限として、それ以後再び任用されないことになったのである。解雇の理由としては、一応財政的な理由があげられたが、この背景には幾つかの理由があったと考えられる。すなわち「反西洋人感情」と「反外国人宣教師感情」とを峻別するのが難しい上に、とくに保守派の間にあったキリスト教宣教師の勢力を駆逐したいとする願望が考慮された点、母国語である特定の外国語でしか教えられない西洋人教習の専門家としての能力に対する疑問がかねがね持たれていた点、更に、張百熙が大学堂の組織と人事を徹底して一新することにより、大学堂を復活・発展させようとした点、ならびに自らの出世をも容易にすることを狙ったふしがある点、などである。

その西洋人教習を招聘することの欠点を、梁啓超は『変法通義』の中で次のように指摘している。

「第一に、西洋人の言葉は分からないため、すべて通訳を介さなければ真意が半分以上失われてしまう。

第二に、西洋人の学ぶ内容も教え方も中国のそれとは異なり、漢語であれば一言二言で済むところも数十言を要する。また西洋人は自分ではすべてに通曉しているように考えているが、漢語をまるで解さない。

第三に、西洋人は中国の事情や学問を知らないため、専ら西洋の学問のみを教えるが、中国人でこれを習う者も本源を捨て去って西洋かぶれになる。